

議案第 2 号

佐野市個人番号の利用に関する条例の改正について

佐野市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

佐野市長 金 子 裕

佐野市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

佐野市個人番号の利用に関する条例（平成 2 7 年佐野市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 の項第 2 号中「就労自立給付金」の次に「若しくは進学・就職準備給付金」を加え、同項第 3 号及び第 4 号を削り、同項第 5 号を同項第 3 号とし、同表 2 の項特定個人情報の欄を次のように改める。

外国人生活保護関係情報であって規則
で定めるもの

別表第 2 の 3 の項中「就労自立給付金」の次に「若しくは進学・就職準備給付金」を加え、同項第 3 号中「地方税関係情報」を「地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）」に改め、同項第 5 号中「児童扶養手当関係情報」を「児童扶養手当法（昭和 3 6 年法律第 2 3 8 号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）」に改め、同表 5 の項特定個人情報の欄を次のように改める。

地方税関係情報であって規則で定める
もの

別表第2の6の項を削り、同表7の項特定個人情報の欄を次のように改める。

外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の7の項を同表6の項とし、同表8の項特定個人情報の欄を次のように改める。

外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の8の項を同表7の項とし、同表9の項及び10の項を削り、同表11の項を同表8の項とし、同表12の項を削り、同表中13の項を9の項とし、14の項を10の項とし、15の項を11の項とし、同表16の項を削り、同表17の項中第1号を削り、同項中第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同項を同表12の項とし、同表18の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同項を同表13の項とし、同表19の項を削り、同表20の項を同表14の項とし、同表21の項第2号中「障害者関係情報」を「生活保護関係情報」に改め、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第2中21の項を15の項とし、22の項から30の項までを6の項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

特定個人情報を利用する事務の規定を整理するため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第2号参考資料

佐野市個人番号の利用に関する条例の改正案 新旧対照表

現 行			改 正 案		
別表第2（第3条関係）			別表第2（第3条関係）		
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給、障害福祉サービスの提供、子育て支援事業の実施、母子生活支援施設における保護の実施、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) (略) (2) 生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの (3) <u>地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの</u> (4) <u>児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの</u> (5) (略)	1 市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給、障害福祉サービスの提供、子育て支援事業の実施、母子生活支援施設における保護の実施、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) (略) (2) 生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは<u>進学・就職準備給付金</u>の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの (3) (略)

2 市長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<u>(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>(3) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>	2 市長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<u>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>
3 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1)・(2) (略) (3) <u>地方税関係情報</u> であって規則で定めるもの (4) (略) (5) <u>児童扶養手当関係情報</u> であって規則で定めるもの (6)～(14) (略)	3 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1)・(2) (略) (3) <u>地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）</u> であって規則で定めるもの (4) (略) (5) <u>児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）</u> であって規則で定めるもの (6)～(14) (略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
5 市長	国民健康保険法による被保険者	<u>(1) 生活保護関係情報であって規則</u>	5 市長	国民健康保険法による被保険者	<u>地方税関係情報であって規則で定める</u>

	の資格に関する調査、保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<u>で定めるもの</u> (2) <u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> (3) <u>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>		の資格に関する調査、保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<u>もの</u>
6 市長	<u>国民年金法による被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項の届出、年金である給付若しくは一時金の支給又は保険料の免除に関する事務であって規則で定めるもの</u>	(1) <u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u> (2) <u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> (3) <u>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>			
7 市長	<u>知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u>	(1) <u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u> (2) <u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> (3) <u>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>	6 市長	<u>知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>
8 市長	<u>老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u>	(1) <u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> (2) <u>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>	7 市長	<u>老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>
9 市長	<u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手</u>	(1) <u>障害者関係情報であって規則で定めるもの</u>			

	当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(2) <u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u> (3) <u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> (4) <u>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>			
10 市長	<u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	障害者関係情報であって規則で定めるもの			
11 (略)	(略)	(略)	8 (略)	(略)	(略)
12 削除					
13～15 (略)	(略)	(略)	9～11 (略)	(略)	(略)
16 市長	<u>特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	(1) <u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> (2) <u>年金給付関係情報であって規則で定めるもの</u>			
17 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する	(1) <u>障害者関係情報であって規則で定めるもの</u> (2)～(4) (略)	12 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する	(1)～(3) (略)

	る事務であって規則で定めるもの			る事務であって規則で定めるもの	
18 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(1) (略) (2) <u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u> (3) (略)	13 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(1) (略) (2) (略)
19 市長	年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	年金給付関係情報であって規則で定めるもの			
20 (略)	(略)	(略)	14 (略)	(略)	(略)
21 市長	佐野市医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) (略) (2) <u>障害者関係情報</u> であって規則で定めるもの (3)・(4) (略)	15 市長	佐野市医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) (略) (2) <u>生活保護関係情報</u> であって規則で定めるもの (3)・(4) (略) (5) <u>外国人生活保護関係情報</u> であって規則で定めるもの
22～30 (略)	(略)	(略)	16～24 (略)	(略)	(略)